

レンタル約款別紙(iPad)

このレンタル約款別紙(iPad)は、レンタル約款に基づき、
iPad のレンタルにかかる契約者個別の事項を定めます。

記

1. 提供料金

(1) 提供料金

サービス名称	費用(税込)	
	初期費用(台)	月額費用(台)
iPad レンタルオプション (通信容量 3GB)	¥5,500	¥3,850
iPad レンタルオプション (通信容量 6GB)		¥4,400

※通信料は、上記月額費用に含まれております。

2. レンタル料金に関する注意事項

- (1) レンタル料金は、暦月単位で計算されるものとし、その課金開始日は、利用開始日の属する月とします。
- (2) 当社は既に受領済みの料金を返還する義務を負わないものとします。
- (3) 1円未満は端数切上げのうえ、ご請求いたします。
- (4) 当社からお送りするレンタル端末送料は当社負担となりますが、契約者からご返却されるレンタル端末の送料は契約者のご負担となります。

3. レンタル端末の毀損等の対応及び、その取扱いについて

- (1) 契約者は、レンタル端末について、理由の如何を問わず毀損等が発生した場合、直ちに当社に通知するものとします。
- (2) 当社は、(1) の連絡を契約者より受けた後、代替機を提供するものとします。
なお代替機提供にあたり、4. (レンタル補償利用時のご負担金) の定めに基づき別途ご請求の上、契約者にご負担いただきます。
- (3) 上記(1) の場合契約者は、代替機の到着後5営業日以内に、毀損したレンタル端末を契約者の送料負担の下、当社指定の窓口へ送付するものとします。
- (4) 契約者へ送付する代替機は、毀損等したレンタル端末と同機種・同色とは限りません。
- (5) レンタル端末の返却に際し、契約者が蓄積データ等の消去を行わなかったことにより、契約者又は第三者に生

じた損害につき、当社は一切の責任を負わないものとします。

(6) 契約者は、レンタル端末の交換にあたり、レンタル端末利用不能期間が生じた場合でも、月額費用の支払いは要するものとします。

(7) 通信用のSIMカードのみを盗難、紛失、破損等でご利用頂けなくなった場合は、再発行にかかる実費を申し受けいたします。

4. レンタル補償利用時のご負担金

iPad 本体	金額（台）	
補償範囲内における ご負担金	課金開始月から1年間の 補償利用回数	ご負担金(税込)
	1 回目	¥0
	2 回目	¥9,900
	3 回目以降	¥22,000
補償範囲外における ご負担金	¥55,000	

ケーブル	金額（本）	
補償範囲内における ご負担金	課金開始月から1年間の 補償利用回数	ご負担金(税込)
	1 回目	¥0
	2 回目	¥0
	3 回目以降	¥2,780
補償範囲外における ご負担金	¥2,780	

AC アダプター	金額（個）	
補償範囲内における ご負担金	課金開始月から1年間の 補償利用回数	ご負担金(税込)
	1 回目	¥0
	2 回目	¥0
	3 回目以降	¥2,780
補償範囲外における ご負担金	¥2,780	

※補償範囲外の対応完了後に、当該レンタル端末が発見された場合は、速やかに当社へ返却するものとします。

※レンタル端末の返却がなされない場合は、5 営業日経過後、紛失されたものとみなし、補償範囲外のご負担金を申し受け致します。なお毀損等の申告後にレンタル端末の盗難、紛失等が発生した旨を当社に申告した場合も紛失されたものとみなし、補償範囲外のご負担金を申し受け致します。

以上